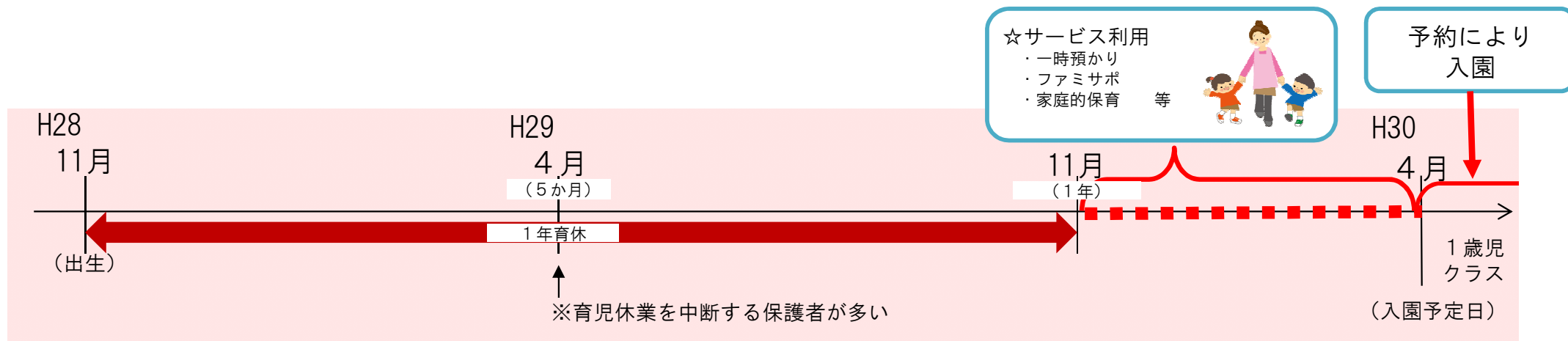


# 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援

○ 0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育園に入園できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育園に入園する翌4月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための職員1人分の人件費を加算

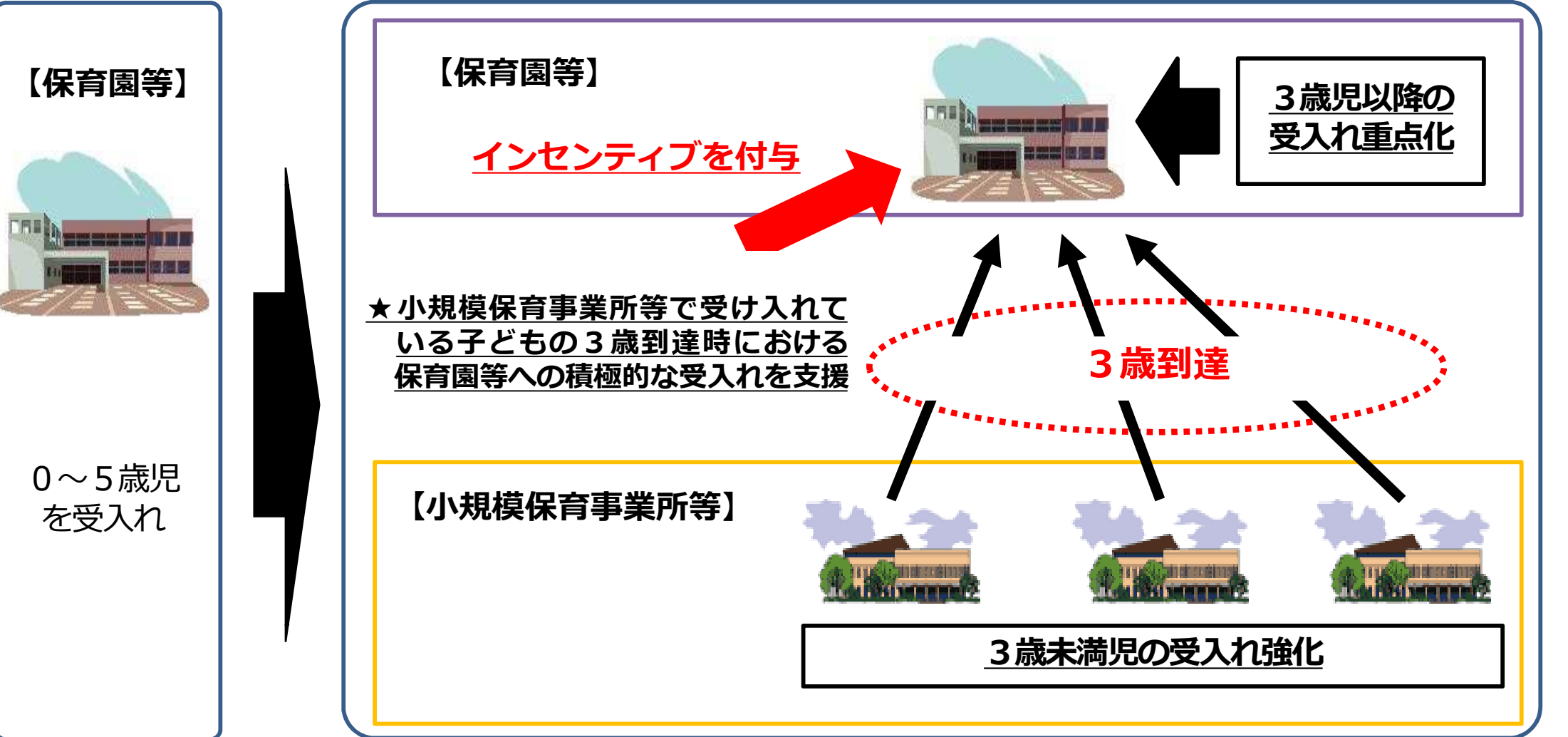
## 1. 育休明けから4月までの代替サービスの利用支援



## 2. 保育園が予約制を導入するために必要な、保育・相談支援・連絡調整等を行うための人材の配置を支援

# 「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援

- 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。
- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合、当該保育園等にインセンティブを付与する。



# 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化

- 保育園等の用に供する土地については、固定資産税は非課税。また、保育園等のために土地を貸し付けた所有者も、非課税措置の対象。
- ただし、その土地を有料で貸し付けている所有者に対しては、税負担の公平等の観点から、課税できるとされている。
- 保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能。
- このような地方税法の規定の趣旨を通知等により周知し、保育園等のための土地の確保に取り組む地方自治体を支援。

## 土地の所有者＝保育園等の経営者の場合

土地の所有者  
(保育園等の経営者)

保育園、幼稚園、認定こども園等

固定資産税は非課税

## 土地の所有者≠保育園等の経営者の場合

土地の所有者

固定資産税を課税している  
地方自治体が多い  
(無償貸与の場合は非課税)

土地の貸与  
賃付料

保育園等の経営者

保育園、幼稚園、認定こども園等

保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体では、  
補助金等の様々な施策を検討

固定資産税の減免を検討することも可能な旨の明確化

# ベースアップを中心とした賃金引き上げの推進

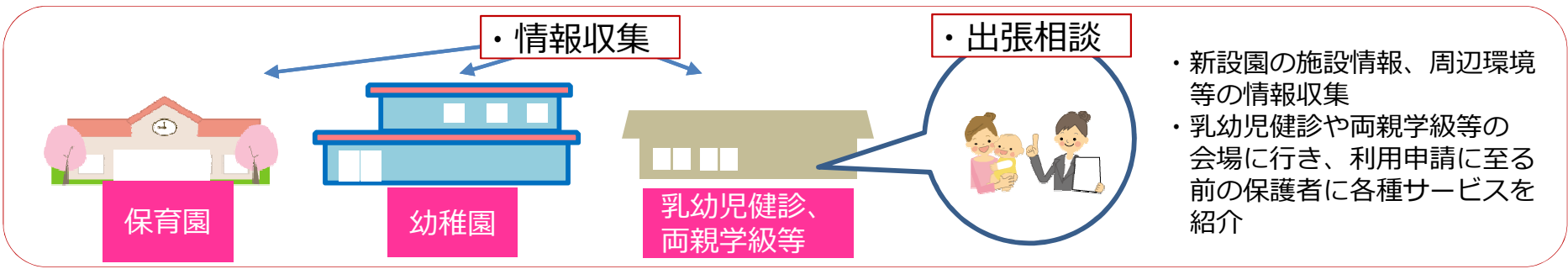
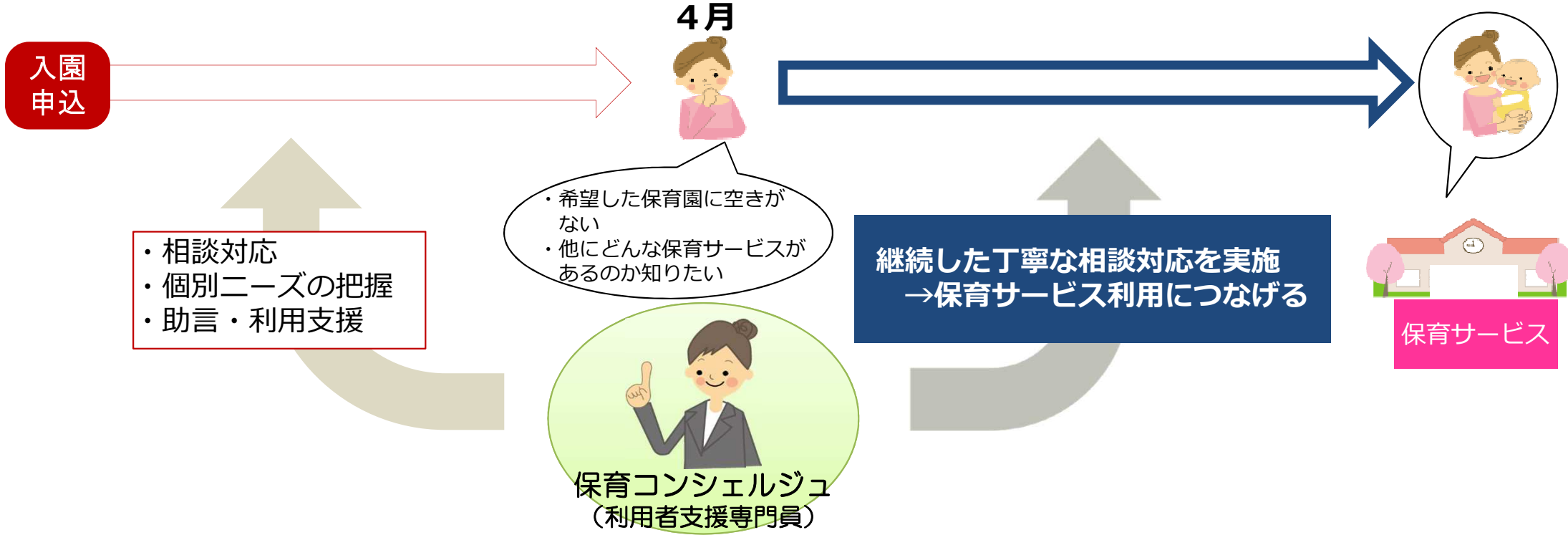
平成29年度概算要求事項  
要求額: 事項要求

- 現行の処遇改善等加算においては、事務連絡において「賃金改善の対象となる賃金項目としては、手当や一時金等ではなく、基本給となることが望ましい。」としている。
- このため、保育園等における保育士等の追加的な処遇改善の実施に伴い、処遇改善に係る加算について、基本給による賃金改善を推進する方策を講じる。
- また、保育士等への処遇改善について、指導監査において賃金台帳を確認し、適切に賃上げが行われるよう指導する仕組みを設ける。

# 保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開

平成29年度概算要求事項  
要求額: 事項要求

- 保育コンシェルジュは、地域における保育園などの保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行っている。
- 4月1日までの保育園等の利用調整だけでなく、4月以降も継続した丁寧な相談対応等を行うことにより、保護者のニーズに即した多様なサービスにつなげる。



# 「地域連携コーディネーター」の機能強化

○ 保育園等の設置の際の地域住民との合意形成、保育園等設置後における3歳児の保育園等への接続支援、地域活動への参加、保護者等への相談援助の実施など、保育以外の取組を積極的に行う自治体・保育園等に対し、当該取組の実施に必要な人員の配置を支援する。

